

金沢市景観計画の変更について

1 変更の趣旨

「金沢市景観計画」(以下、本計画という)は、本市の景観形成の基本的な考え方や良好な景観形成のために必要な行為の制限に関する事項等を明らかにし、市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による景観まちづくりを展開し、風格と魅力ある金沢の景観の継承・発展を目的としています。

今回の変更のねらいとしては、本計画策定から10年が経過し、その間、北陸新幹線が開業し、国内外からの観光客の急激な増加に伴い、社会情勢や土地利用が大きく変化するとともに、文化的景観的重要性から金沢城周辺の高度地区の見直しなど、本市の景観を取り巻く法規制状況も変化しています。

さらに、近年の景観誘導に係る実態や状況の変化等を踏まえ、今後の課題として考えられる事項への対応にむけて、その解決を目的とした基準の見直しを行い、市民や事業者の方のご理解を得ながら、本市の良好な景観形成をより一層推進していきます。



金沢駅周辺に建ち並ぶ高層建築物



多くの観光客が訪れる広坂通り

2 変更の内容

1) 景観形成区域の追加及び区域種別変更について

- ① 区域追加：金沢駅周辺地区
- ② 区域種別変更：広坂周辺地区

2) 形態意匠に関する景観形成基準の変更について

- ① 色彩基準（禁止色）の変更
- ② 色彩誘導（推奨色）の変更
- ③ 屋内広告物等の基準の追加

3 景観形成区域の追加及び区域種別変更について

本市における美しい景観のまちづくりを推進するため、景観計画区域（市全域）において、特に、景観法を活用して重点的に取り組む“景観形成区域”として、「伝統環境保存区域」、「伝統環境調和区域」、「近代的都市景観創出区域」があります。

今回、金沢駅周辺、広坂周辺を対象とした景観形成区域の追加及び区域種別変更を行います。

① 金沢駅周辺 <区域追加>

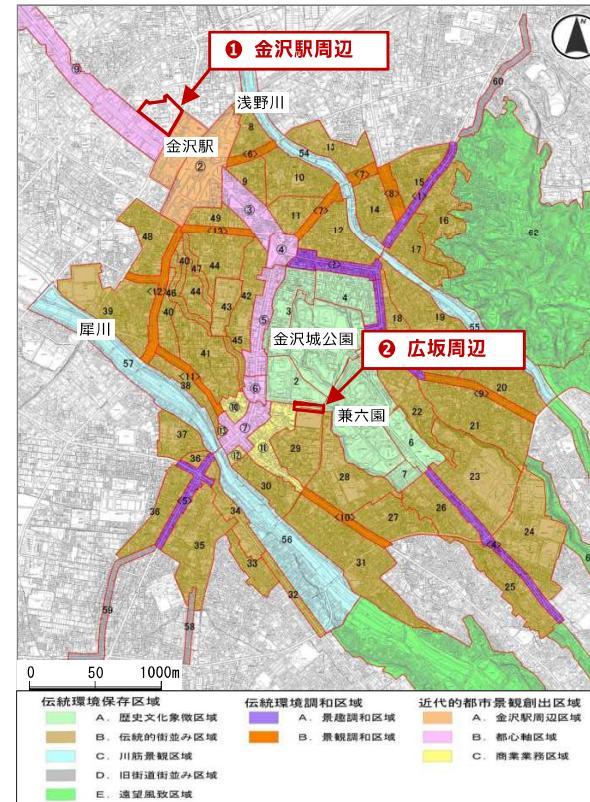
【現在】景観計画区域（その他の区域）→【変更】近代的都市景観創出区域（金沢駅周辺区域）

変更理由 景観形成区域外において、新たな区域指定の必要性があるため。

② 広坂周辺 <区域種別変更>

【現在】近代的都市景観創出区域（商業業務区域）→【変更】伝統環境調和区域（景趣調和区域）

変更理由 高度地区変更に伴う景観形成区域との整合を図るため。



【拡大図、現況写真】① 金沢駅周辺



【拡大図、現況写真】② 広坂周辺



【拡大図、現況写真】② 広坂周辺

4 形態意匠に関する景観形成基準の変更について

本市の景観計画区域においては、良好な景観形成を図るための基準を定めています。今回、建築物等の形態意匠に係る色彩及び建築物の外観ガラス面越しに見えてくる屋内広告物等について、基準の変更を行います。

① 色彩基準（禁止色）の変更

【これまでの基準の考え方】

建築物の屋根・外壁や工作物の基調色として禁止する色を定めています。ただし、アクセント色について、使用する部位や面積等によって、景観上支障がないと判断される場合、禁止色の基準を適用除外としています。

【変更】

► 特に景観上配慮すべき点について、基準に追記します。

- ・アクセント色の使用にあたっては、当該部位、面積や行為予定の当該地における区域において、景観上支障がないと判断される場合（遠景からの景観配慮も含む）、各1方向の見付け面積の2割までの範囲を上限として使用することが出来る。



【イメージ図】

変更理由

色彩誘導において、アクセント色として禁止色を採用する際に景観上支障が考えられる留意点を明確に示す必要があるため。

② 色彩誘導（推奨色）の変更

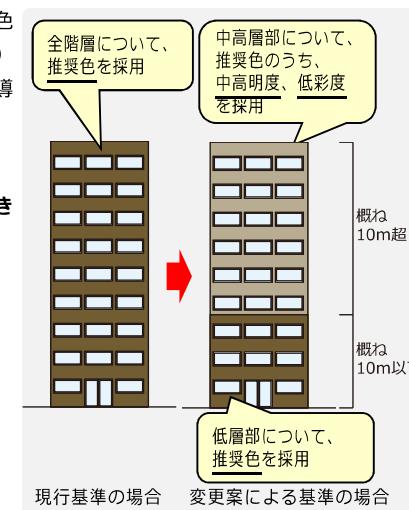
【これまでの基準の考え方】

金沢の伝統的な街並みとして「地」となる色彩である木色（もくじき）をベースとする望ましい色彩の範囲（推奨色）を示し、建築物外壁の基調色として採用されるよう色彩誘導を図っています。（推奨色を適用する区域を設定）

【変更】

► 推奨色であっても景観上支障とならないよう、配慮すべき内容を示します。

- ・中高層建築物に推奨色を採用する場合、中高層部の色彩は、推奨色の中でも中高明度、低彩度を基調とし、遠景からの景観に配慮するとともに、周囲に圧迫感を与えない色彩とすることが望まれる。



【イメージ図】

③ 屋内広告物等の基準の追加

【これまでの基準の考え方】

建築物の形態意匠に係る基準「奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。」などを踏まえ、景観誘導を図っています。

【変更】

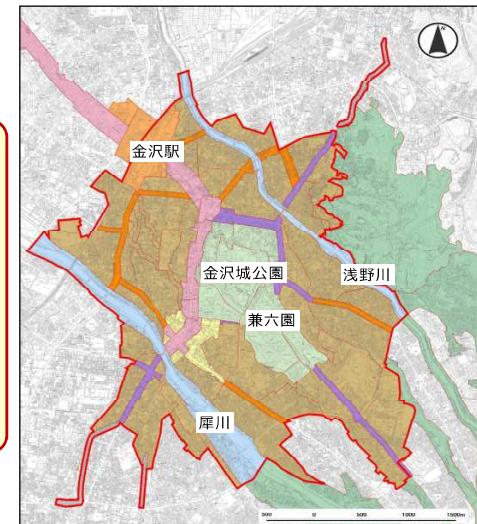
► 文化的景観区域「旧城下町区域」に設ける屋内広告物等について、一般的な屋外広告物と実態的に同様なものとして取り扱い、規制します。

- ・文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。

（補足説明）

※景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。

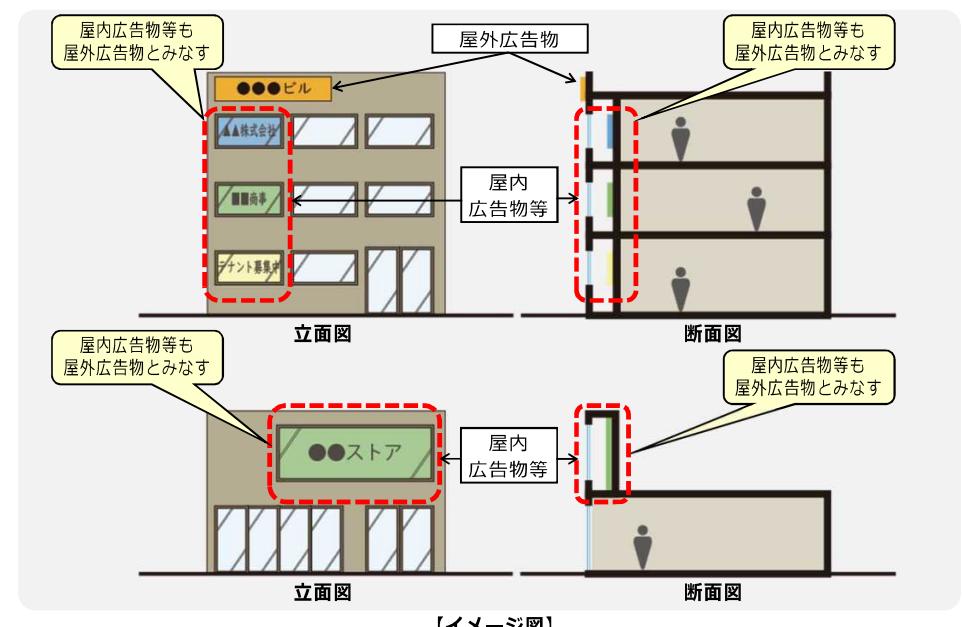
【適用区域】



（凡例）□：文化的景観区域「旧城下町区域」

変更理由

屋内広告物等については、景観上支障とならないよう、設置に係る制限を明確に示す必要があるため。



【イメージ図】

変更理由

色彩誘導において、建築規模（外表面積、建築高さ）に応じた適切な色彩計画の留意点を示す必要があるため。